

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス放射線モニタ系の非常用復水器ベント放射線モニタ（C・D）に「下限」警報が発生したため、当該モニタの検出部を点検・調整	D	
2	1号機	計装用空気圧縮機の自動起動用圧カスイッチのテスト弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	復水回収タンクレベル調節弁駆動部の点検において、下部ブッシュ部からのエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（4台）の電磁弁点検において、スクラム用パイロット電磁弁のコイル部より異音が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ入口弁駆動部の点検において、内部部品に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	主タービン湿分分離器（2）の点検において、マンホール部のボルト・ナット（2組）の変形による取外し不能が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
7	2号機	定期事業者検査（原子炉補機冷却系ポンプ検査）において、検査要領書・成績書に記載した検査対象機器番号に誤記が認められたため、当該要領書・成績書を訂正	C	7月27日再審議にてグレード変更 D → C
8	2号機	復水脱塩装置脱塩塔（8）の復水入口配管・フランジの点検に伴う配管の取外し・移動作業中、既設架台手摺に置いていた協力企業作業員の左手に、移動してきた配管が接触し、左手人指し指を負傷しことから、業務車で病院へ搬送し、医師の診察・治療を受けたため、対応検討	B	
9	2号機	主低圧タービン（C）内部車室（上半）の浸透探傷検査において、線状指示模様及びブローホールが認められがため、当該部を溶接補修	D	
10	2号機	主タービン複合中間止め弁（3台）の浸透探傷検査において、円形指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を溶接補修	D	
11	2号機	補機冷却系海水ポンプ（C）駆動用電動機の点検において、上部カバーに腐食及び一部孔食が認められたため、当該部を修理	D	
12	2号機	主蒸気配管（クロスア라운드配管：E-S-F16）の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
13	2号機	廃棄物処理系除染廃液収集タンク（A、B）攪拌用再循環弁（2台）に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	3号機	復水脱塩装置通葉再生用硫酸移送ポンプ（A）の点検において、ポンプフレーム下部の油ドレン閉止用プラグ取付け部に亀裂が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	計装用空気系除湿装置出口露点温度計のメーカーによる点検後の使用再開において、露点温度「高高」を示す警報が発生したため、当該系統配管の露点温度を測定及び当該温度計を再点検	D	
16	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の点検において、当該熱交換器廻りのドレン弁（6台）及びベント弁（3台）にシートリークが認められたため、当該弁を交換	D	
17	6号機	移動式炉内計装系（B）の点検において、プロセス計算機による同計器データの指示値不良が認められたため、データ伝送ケーブル及びプロセス計算機を点検・修理	D	
18	6号機	計装用空気圧縮機（B）のシリンダ冷却水出口温度調節弁の本体フランジ部より水のリーク（約1リットル、汚染なし）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで